

## 議会運営委員会会議録

開閉日時 平成26年5月30日(金) 午前9時57分～午前10時43分  
会 場 委員会室

### 1. 出席者

4番 浅岡保夫、 7番 杉浦辰夫、 12番 内藤とし子、  
14番 内藤皓嗣、 15番 小嶋克文  
オブザーバー 議長、副議長、  
2番 黒川美克、 1番 長谷川広昌

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

柳沢英希、柴田耕一、北川広人、鈴木勝彦、鷺見宗重、小野田由紀子

### 4. 説明のため出席した者

市長、総務部長、行政GL

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

### 6. 付議事項

- 1 平成26年6月定例会について
- 2 その他

### 7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件につきましては、委員長から御指名申し上げて、異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認め、副委員長の杉浦辰夫委員を指名いたします。

## 《議 題》

### 1 平成26年6月定例会について

#### (1) 議案の説明について

委員長 当局より説明を求めます。

説（総務部） それでは、6月定例会に付議させていただきます案件につきまして、御説明を申し上げます。案件といたしましては、諮問1件、一般議案5件、補正予算1件、報告7件の計14件をお願いするものでございます。

まず、諮問第1号でございますが、現人権擁護委員、阿知波住依（アチワ スミヨ）氏の任期満了に伴い、新たに、榊原純一（サカキバラ ジュンイチ）氏を推薦するため議会の御意見を求めるものでございます。議案第34号から議案第36号までは、地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもので、議案第34号は、主に法人市民税における法人税割の税率を引き下げるほか、軽自動車税の税率の引き下げ、また、耐震改修が行われた既存の建物にかかる固定資産税の税額の減額措置を新たに創設するものでございます。議案第35号は、地方税法を引用する高浜市都市計画税条例について、条文の整備を行うものでございます。議案第36号は、国民健康保険税における後期高齢者支援金等課税額などの課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の

減額の基準について、5割減額、2割減額の軽減内容の拡大を図るものでございます。議案第37号は、消防団員にかかる退職報償金の支給額を引き上げるもので、議案第38号は、消防団員の確保対策として、団員の年齢要件を満20歳以上から満18歳以上に引き下げるものでございます。

続きまして、議案第39号、平成26年度高浜市一般会計補正予算（第1回）で、補正予算書の5ページをお願いいたします。歳入歳出それぞれ、4,167万1,000円を追加し、補正後の予算総額を136億947万1,000円といたすものであります。18ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。13款、2項、1目、総務費国庫補助金は、国の社会保障、税番号制度導入に伴う住民基本台帳システムを初めとする関連システムの整備に対する補助金を計上いたしております。3目、衛生費国庫補助金は、国のモデル事業として実施いたします「妊娠出産包括支援事業」の実施に対する補助金を計上いたしております。14款、2項、2目、民生費県補助金における「愛知県緊急雇用創出事業基金事業費補助金」は、生活保護法の改正に伴う生活保護システムの修正業務に対する補助金でございます。17款、1項、1目、基金繰入金は、今回の補正予算の調整財源として、財政調整基金繰入金を増額いたすものであります。次に、歳出について御説明を申し上げます。

22ページをお願いいたします。2款、1項、3目、市民活動事業費では、「高浜まちづくり協議会」が実施されます地域イベント、「大山緑地紅葉ライトアップ事業」に対する補助金を、また、12目、企画費、「アシタのたかはま研究事業」では、地域福祉計画を「しあわせづくり計画」として位置づけ、当該計画にかかる策定業務委託料をそれぞれお願いするものでございます。24ページをお願いいたします。3款、1項、9目、介護保険推進費、「介護保険システム電算管理事業」では、現行の介護保険システムが、この年度末をもってリース期間満了となりますことから、平成27年度から新たな介護保険システムを稼働するための「ソフトウェア開発修正業務委託料」を計上いたしております。4款、1項、2目、保健・予防費、「妊娠出産包括支援事業」は、歳入でも申し上げましたが、国のモデル事業として、妊娠から出産、産後を含めた支援体制づくりを行うための費用をお願いするものでございます。以上が、高浜市

一般会計補正予算（第1回）の概要でございます。次に、報告第5号は、高浜市債権管理条例の規定により、住宅使用料、病院診療費及び水道使用料について、権利放棄をいたしましたので、その報告をさせていただくものであります。報告第6号は、一般会計の繰越明許費計算書で、2款、総務費、1項、総務管理費の「公共施設保全計画策定支援業務委託事業」を初め10の事業につきまして、平成26年度に繰り越しをいたしましたので、その報告をさせていただくものであります。報告第7号は、土地取得費特別会計の繰越明許費繰越計算書で、八幡町地内の土どめ工事費について、平成26年度に繰り越しをいたしましたので、その報告をさせていただくものであります。報告第8号は、公共下水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書で、国の好循環実現のための経済対策に基づく補正予算にかかる事業、舗装復旧工事費について、平成26年度に繰り越しをいたしましたので、その報告をさせていただくものであります。報告第9号は、水道事業会計の建設改良費繰越計算書で、排水管移設工事及び排水管敷設工事について、平成26年度に繰り越しをいたしましたので、その報告をさせていただくものであります。最後に、報告第10号及び報告第11号は、平成25年度の高浜市土地開発公社及び高浜市総合サービス株式会社の経営状況の報告をさせていただくものでございます。以上が、6月定例会に付議させていただきます案件でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 ただいま、当局より説明がありましたとおり、諮問1件、一般議案5件、補正予算1件、報告7件であります。ただいまの説明に対する質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 ないようでしたら、市長挨拶。

市長挨拶

委員長 御苦労さまです。当局の方は、御退席願ひます。

## 〈 当 局 退 場 〉

### (2) 議案の取り扱いについて

委員長 事務局より、説明願います。

説(事務局) 議案の取り扱いについて、説明をさせていただきます。6月定例会の会期及び会議日程につきましては、既に3月18日開催の議会運営委員会で決定をいただいておりますが、会期につきましては、6月6日から6月25日までの20日間でございます。会議日程につきましては、農業委員会委員の推薦については、本会議初日に議長より指名する予定でしたが、先ほど開催の各派会議において、最終日に変更となりましたので、最終日に議長より指名をお願いします。議案の取り扱いにつきましては、6月6日、本会議初日において、諮問1件を即決で願い、議案の上程、説明を受け、報告第5号から報告第11号までの7件の報告を受けます。6月10日、第二日目と11日、第三日目の二日間は、一般質問を行い、終了後に関連質問を願い、6月13日の第四日目は、総括質疑、議案の委員会付託をお願いします。6月17日の総務建設委員会においては、議案第34号から議案第38号の条例関係5件及び議案第39号の補正予算議案、1件を審査願い、6月18日の福祉文教委員会においては、議案第39号の補正予算議案1件の審査を願うものでございます。なお、補正予算につきましては、付託常任委員会区分を明示したものを別途配布させていただきますので、御了承をお願いいたします。また、各常任委員会においては、閉会中の継続調査申出事件についても御審査願います。最終日の6月25日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、農業委員会委員の推薦、常任委員会の閉会中の継続調査申出事件の順に行います。変更後の6月定例会の会期及び会議日程につきましては、議会運営委員会終了後、全議員及び関係者に配布をさせていただきます。

委員長 ただいま、事務局の説明がありました案のとおり、決めさせていただきます。よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、案のとおり決定させていただきます。

### (3) 一般質問の受付について

委員長 一般質問の受付は、議会運営に関する申し合わせにより、6月2日、月曜日の午前8時30分から午後5時までといたします。質問の順序は、受付順といたします。ただし、2日の午前8時30分以前に二人以上ある場合は、抽選により質問の順序を決めさせていただきます。これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、そのように決めさせていただきます。

### (4) 請願書・陳情書及び意見書(案)の取り扱いについて

委員長 本日までに提出のありましたのは、陳情書3件、意見書(案)6件であります。陳情第1号、陳情第2号及び陳情第3号につきましては、付託先の委員会を事務局から発言願います。

発(事務局) それでは、お手元に陳情文書表(案)と各陳情書の写しを配布させていただいておりますが、提出されました陳情3件の付託委員会については、陳情第1号、「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情」は、福祉文教委員会に、陳情第2号、「憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上を求める陳情」は、総務建設委員会に、陳情第3号、「憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情」は、福祉文教委員会に、以上、陳情3件につきましては、それぞれの常任委員

会に付託するというので、お願いしたいと存じます。

委員長 ただいま、各陳情の付託委員会について、事務局より発言がありました。そのような決定させていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、そのように決定させていただきます。意見書(案)につきましては、共産党さんより6件提出されております。「公約違反と秘密交渉のTPP交渉から撤退を求める意見書(案)」、「『教育委員会改悪法』に反対する意見書(案)」、「解釈改憲による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書(案)」、「特定秘密保護法の廃止を求める意見書(案)」、「消費税増税の中止を求める意見書(案)」、「中部電力・浜岡原子力発電所の廃炉を求める意見書(案)」が提出されておりますので、その取り扱い及び案文についてを御協議お願いと思いますが、その前に、各意見書案について、内藤とし子委員から説明を願います。

説(12) その前に一つ、「消費税増税の中止を求める意見書」のところで、一番最後、「以上、地方自治法大99条により提出します。」のダイという字が違っていました。変換のときにあれしたみたいですが、これを、大きいではなくて「第」、次第の「第」に変えていただきたいと思います。

では、案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。「公約違反と秘密交渉のTPP交渉から撤退を求める意見書(案)」、「今回の日米首脳会談で、共同声明の発表が大統領の離日直前までずれ込む異常な経過をたどって、TPP交渉は『前進する道筋を特定した』との表現を盛り込んだことに対し、関税引き下げの駆け引きがおこなわれ、一定の『進展』があったと報じられています。また、一部にはコメ、麦を含め農産物の関税が残ったことを『関税撤廃』ではなく『関税容認』だと報道するものもありますが、これはとんでもないごまかしです。もともと安倍政権がTPP参加を決めた際、『重要5項目』が守れない限り『交渉から脱退も辞さない』と約束しています。これまでの交渉で明らかかなように、TPPは、自然条件も経済発展の段階や経路も異なる国々に、

アメリカ型の『貿易と投資の自由化』と『市場原理主義』を『国際ルール』として押し付けようというものです。それは、農林水産業、食の安全、医療など、国民生活と日本経済のあらゆる分野に多大な犠牲をもたらし、日本の経済主権を放棄し、アメリカに日本を丸ごと売り渡す亡国の協定にほかなりません。政府は、T P P交渉で二重の公約違反を犯しています。第一は、『守るべきものは守る』とし、農産物の『重要5項目』を『聖域』にすると公約しながら、その関税撤廃の検討に踏み込んでいることです。第二は、『丁寧な情報提供』を約束しながら、徹底した秘密交渉で交渉妥結に突き進んでいることです。政府は、食料主権、経済主権の相互尊重に立った、互惠・平等の経済関係を発展させるために力をつくすとともに、公約違反と秘密交渉のT P P交渉から撤退することを求めます。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成26年6月」ということで、高浜市議会。提出先は、このような宛先ということなのです。

それから、「『教育委員会改悪法』に反対する意見書（案）」、「教育委員会制度は、国や首長から独立した行政組織である点に特徴がある。ところが、安倍内閣が提出した『地方教育行政法改正案』は、その教育委員会を国と首長の支配下に置こうとしている。第一に、自治体の教育政策の基本となる『大綱』を決める権限を首長に与え、教育委員会は首長の方針を具体化する“下請け機関”にしている。しかも『大綱』は、国の教育についての基本方針を『参酌』してつくることが求められている。第二に、現在は教育委員会が教育長を任命し指揮監督する仕組みであるが、首長が任命する教育長が教育委員会のトップにすえられ、立場が逆転している。これらの改定によって、教育委員会の独立性は大きく損なわれ、国と首長が教育と教育行政を支配するようになる。これは憲法が保障した教育の自由と自主性の侵害にほかならない。安倍政権が教育委員会の独立性を奪おうとしているのは、次の重大な狙いがあるからである。一つは侵略戦争を美化する『愛国心』教育を進める狙いである。『海外で戦争をする国』を目指す安倍首相は、日本が起こした侵略戦争を肯定・美化する立場から、戦後教育を敵視し、特に歴史逆行の特異な教科書で子どもたちを教えることを追求している。しかし、多くの教育委員会の良識はそれを拒んでおり、そのた



め教育委員会を弱体化させ、国と首長の政治的圧力で、侵略戦争美化の教科書や『愛国心』教育を押し付けようというのである。もう一つは教育に異常な競争主義を持ち込むことにある。安倍政権は、『序列化や過度の競争』を理由に禁じていた全国学力テストの学校別の平均点公表を今年度から自治体の判断でできるようにした。しかし、多くの教育委員会は公表に慎重姿勢であることから、教育委員会を弱体化させて全国的な競争体制を推進しようとしている。法案には、現職の教育委員をはじめ多くの国民から批判の声があがっている。子どもの権利・教育・文化全国センターが全国の教育委員を対象にしたアンケートでは『教育行政に首長の政治的考え方が反映しやすいしくみに変えようとしていること』に68%の教育委員が『反対』、『どちらかといえば反対』と答えている。一般紙の世論調査でも『政治家が学習内容をゆがめることのないよう一定の歯止めが必要』の回答が75%に上っている『朝日』。以上のことから、国会に提出されている地方教育行政法改正案の撤回を求める意見書を地方自治法第99条の規定により提出する。平成26年6月」ということで、高浜市議会。これは、国会の3名のところに意見書を出すということです。

次に、「解釈改憲による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書(案)」、「安倍首相の私的諮問機関である『安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会』(安保法制懇)は5月15日、『報告書』を発表した。『報告書』は、集団的自衛権の行使を禁止してきた従来の政府解釈は『適当ではない』として、その容認を公然と求めるものとなっている。集団的自衛権行使は、日本に対する武力攻撃がなくても、他国のために武力を行使するということである。それは、『海外での武力行使をしてはならない』という憲法上の歯止めを外すことにほかならない。従来、政府は、集団的自衛権については、『行使ができないのは憲法9条の制約である。わが国は自衛のための必要最小限度の武力行使しかできないのであり、集団的自衛権はその枠を超える』(1983年4月、角田内閣法制局長官)とし、憲法上許されないとしてきた。日本が攻撃されていなくても武力で協力する集団的自衛権の行使容認は、日本を戦争への道に引き込むものである。憲法解釈の変更で違憲の集団的自衛権の行使を認めようというのは、まさに立憲主義の破壊である。集団的自衛権は、アメリカのベトナム戦争、ソ連の

アフガニスタン戦争などの口実として使われてきた。他国への軍事介入の論拠に使われてきた規定を持ち出して、憲法違反の武力行使を正当化するのは、大きな間違いと言わなければならない。日本国憲法は前文で、『政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないよう』と述べるとともに、『平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して』『安全と生存を保持しよう』と決意した』としている。世界でも今、戦争ではなく平和的・外交的努力で問題を解決することが大きな流れとなっている。東南アジア諸国連合（ASEAN）では、互恵と紛争の平和的な解決の枠組みづくりが大きく前進してきている。憲法を生かしてアジアと世界の平和に貢献する道をこそ、日本が進むべきである。世論調査でも集団的自衛権行使に反対の声が賛成を上回り、日本弁護士会や歴代の内閣法制局長官もこれに反対する声を上げている。よって、国及び政府においては、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認をしないよう強く求める。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。」これも、平成26年6月ということで、高浜市議会。これは、4名の提出になっております。

「特定秘密保護法の廃止を求める意見書（案）」に移ります。「国会で採決された特定秘密保護法は、憲法の定める基本的人権と平和主義を脅かす立法であり、ただちに廃止を求めます。特定秘密保護法は、指定される『特定秘密』の範囲が政府の裁量で際限なく広がる危険性を残しており、指定された秘密情報を提供した者にも取得した者にも過度の重罰を科すことを規定しています。この法律では、市民の知る権利は大幅に制限され、国会の国政調査権が制約され、取材・報道の自由、表現・出版の自由、学問の自由など、基本的人権が著しく侵害される危険があります。さらに秘密情報を取り扱う者に対する適性評価制度の導入は、プライバシーの侵害をひきおこしかねません。さらに、特定秘密保護法は国の統一的な文書管理原則に打撃を与えるおそれがあります。公文書管理の基本ルールを定めた公文書管理法が2011年に施行され、現在では行政機関における文書作成義務が明確にされ、行政文書ファイル管理簿への記載も義務づけられて、国が行った政策決定の是非を現在および将来の市民が検証できるようになりました。特定秘密保護法はこのような動きに逆行するものです。そもそも民主政治は、市民の厳粛な信託によるものであり、情報の開示は

民主的な意思決定の前提です。特定秘密保護法は、この民主主義原則に反するものであり、市民の目と耳をふさぎ秘密に覆われた国、『秘密国家』への道を開くものと言わざるをえません。法成立後も広く国民に廃止を求める声が広がっています。『秘密国家』・『軍事国家』への道を開く特定秘密保護法を廃止とし、民主主義社会の根幹である国民の知る権利や報道の自由を守るよう強く要望します。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成26年6月」ということで、高浜市議会。次に、「消費税増税の中止を求める意見書（案）」に移ります。『アベノミクス』で円安が進み、物価は上昇しています。経済の『好循環』がいられていますが、大企業のもうけは増えても、労働者の収入は増えていません。厚生労働省の統計では、労働者の所定内給与は丸2年にわたって減り続けています。物価の上昇と収入の伸び悩みに増税が加わり、暮らしが悪化しています。世論調査では消費税増税の影響がくっきり現れています。消費税増税で家計のやりくりが『非常に厳しくなった』が16%、『少し厳しくなった』が43%（NHK調査）、負担増を『非常に感じている』が24%、『多少は感じている』が54%（『読売』）と家計を直撃しています。中小零細企業も大変です。信金中央金庫の全国データでは、『消費税増税分をすべて販売価格に転嫁できた』企業は33.5%にとどまり、大多数の企業は業種内の競争や客離れを心配して販売価格への転嫁に苦労しています。政府や財界首脳は『増税の影響は想定内だった』『落ち込みは一時的だ』と宣伝していますが、国民の実感は『想定内』どころの話ではありません。低所得者ほど負担が重い不公平税制である消費税は、貧困と格差を激しくする点でも重大です。『ワーキングプア』といわれる貧困層にも消費税の負担は押し付けられます。日本社会の貧困と格差の拡大は、賃金の抑制や非正規雇用の拡大などが背景ですが、低所得者ほど負担が重い消費税増税は、それに拍車をかけます。貧困と格差是正のうえからも、消費税増税はもはや放置できません。消費税を増税しなくても、巨大開発などムダづかいの見直しや、大企業・大金持ちに応分の負担を求める税制改革を進めるとともに、国民の所得を増やして好循環の日本経済に立て直せば、税収も大きく増やすことができます。安倍政権は消費税増税の打撃を『一時的』と思わせ、年内には来年10月からの再増税実施を決めようとしています。

す。しかし、再増税反対は『読売』調査でも66%に達しています。日本経済と国民の暮らしを立て直すためにも、消費税増税路線を転換すべきです。以上、地方自治法第99条により、提出します。2014年6月」ということで、高浜市議会。こちらは、3名の提出先です。

次に、「中部電力・浜岡原子力発電所の廃炉を求める意見書（案）」、「巨大地震の想定震源域に位置する浜岡原発は、本来建設すべきでなかった原発であり、再稼働させることなどまったく考えられないものです。中部電力は『新規制基準による適合性審査申請は再稼働とは別』といますが、再稼働する気がないなら巨額の費用をかけて堤防などを増設し、適合性審査を申請するなどまったく必要のないことです。南海トラフでは今後30年以内にマグニチュード8～9程度の巨大地震が7割近い確率で起きるといわれており、浜岡原発はその想定される震源域の真上にあります。世界有数の地震国である日本ではどこに原発をつくっても地震や津波の危険がありますが、間違いなく近く巨大地震が起きるといわれるところに原発を建設し、せつかく停止したのに再稼働させようなどというのは異常という以外ありません。中部電力は、原子炉建屋などでこれまでより強い地震の揺れに対応できるよう増強したり、予想される津波に対し堤防を増嵩するなどとしています。しかし、万一巨大地震が起こって建屋は耐えられても配管などが破断すれば大きな被害が起きます。堤防は高くしても地震で壊れれば津波を防ぐことはできません。巨大地震の震源域に原発を置くことの危険を直視すれば、浜岡原発は直ちに廃止すべきです。浜岡原発の近くには東海道新幹線や東名高速が通り日本列島の東西を結ぶ大動脈となっています。お茶などの農業や自動車部品などの産業も盛んです。もし浜岡原発が事故を起こせば周辺自治体だけで96万人以上が避難を求められるだけでなく、放射性物質が漏れ出せば中京圏も甚大な影響を受けます。いったん事故を起こせば予想もつかない大きな被害を及ぼす原発は全国どこでも廃止すべきですが、とりわけ浜岡原発は運転を再開せず直ちに廃止すべきです。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成26年6月、高浜市議会。」これは、4名の提出先です。以上、説明終わります。

委員長 ただいま、それぞれ説明がありました。各意見書案の取り扱い及び

案文について、各会派より御意見をいただきたいと思います。まず、市政クラブさん、杉浦辰夫委員。

意（7） 全ての意見書を持ち帰りで、検討させていただきたいと思います。

委員長 次に、公明党さん、小嶋克文委員。

意（15） 同じく、持ち帰って検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 それでは、参考までに、市民クラブさん、黒川議員。

意（2） 私も持ち帰りで、お願いいたします。

委員長 同じく、参考までに、開拓志さん、長谷川議員。

意（1） 同じく、持ち帰りでお願いします。

委員長 各派より御意見いただきましたが、持ち帰りということで、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、持ち帰りさせていただきます。

#### （5）（仮称）公共施設あり方計画特別委員会について

委員長 この件につきましては、先ほど開催されました各派会議にて、全会一致で設置することが決定されております。設置につきましては、6月定例会最終日に、公共施設あり方計画特別委員会の設置についてを日程に上げさせていただき、議長発議にて、設置議決をし、議長より各委員の指名を願い、その後、暫時休憩とし、休憩中に、正副委員長の互選をいただくという運びにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、そのようにさせていただきます。設置は決

定いたしましたけども、具体的な委員会の運営とか、所管事項については、後ほど設置されてから検討したいと思います。

## 2 その他

委員長 6月13日、金曜日、本会議、第四日目の終了後に、各常任委員会での自由討議に関する案件を選定するために、各派会議の開催後、議会運営委員会を開催いたしますので、御予定を願います。次に、平成26年9月定例会の日程を決定したいと思いますので、その日程を決定する議会運営委員会の開催日を御協議いただきたいと思います。案といたしましては、6月18日、木曜日、福祉文教委員会の終了後、または、その後に委員協議会が開催されるようであれば、福祉文教委員協議会終了後に開催いたしたいと思いますですが、よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 6月18日です。

意見なし

委員長 異議もないようですので、6月18日、福祉文教委員会終了後、または、福祉文教委員協議会、開催されるようであれば、委員協議会終了後に開催ということになりますので、よろしく願いいたします。その他、皆さんのほうで何かあれば、願います。

意見なし

委員長 ないようですので、これをもって、議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

終了時間 午前10時36分

「議運で決めることではないのか、こういうことは。」と発声するものあり。

「設置・・・」と発声するものあり。

委員長 設置を決めた。

「内容を検討・・・」と発声するものあり。

「方向を決めなければいけないのではないか。」と発声するものあり。

「今まで検討してきた結果があれば・・・」と発声するものあり。

「設置の・・・」と発声するものあり。

再開時間 午前10時36分

委員長 それでは、一度終了しましたけれども、再度、再開をさせていただきます。公共施設あり方計画特別委員会、仮称であります、先回ですね、皆様方に・・・

「市政クラブ案が出ている。」と発声するものあり。

委員長 市政クラブさんから提案させました内容が、ペーパーがありますかね。

「聞いていない。」と発声するものあり。

委員長 持っていない。

「各派の意見を聞いていない。」と発声するものあり。

委員長 聞いていないけども、あの・・・

「聞けばいい・・・」と発声するものあり。

「聞いて・・・」と発声するものあり。

委員長 聞いて・・・。それは、意見といっても、賛成したわけなので。

「いやいや。」と発声するものあり。

「設立だとか・・・」と発声するものあり。

「設立は、設置は。」と発声するものあり。

「それで、細かい部分について、皆さん、検討を練るということで。」と発声するものあり。

委員長 それでは、(仮称) 公共施設あり方計画特別委員会について、先回、市政クラブさんのほうから出されましたペーパーがないといけないかもしれませんが、一応、その件も含めまして御意見を伺いたいと思いますので、市政クラブさん以外の方から、まずお願いしたいと思います。

意(15) うちのほうとしては、一応、設置に賛成するというのと、それから、参加するのも全議員でいだろうという、この2点しか、まだ、うちは話し合っておりませんので。

委員長 目的は、多分いいとは思いますが、調査項目とか。委員会ですと、調査とか、審査項目というのがありますけども、その辺については、まだ、今後ということですか。

意(15) そこまで、細かくまだやっていませんので。

委員長 それでは、共産党さん、内藤とし子委員は。



意（１２） 私どもも、設置をどうするかということと、設置した場合は、全議員で議論していこうということは決めておりますが、ほかのことについては、まだこれからのところになっております。

委員長 参考までに、市民クラブさん、黒川議員。

意（２） 私は、基本的には市政クラブさんから出されたこの案で結構かと思えます。

委員長 では、同じく参考までに、開拓志さん。１番、長谷川議員。

意（１） おおむねよいと思うんですが、調査、研究項目等については、ちょっともう少し考えたほうがいいかなと思っております。

委員長 ６月議会の最終日あたりで、先ほども言いましたけども、設置を決定して、そして、委員のメンバーも決めて、正副委員長も決めたいというふうに予定しております、それは、先ほど皆さん御異議ないということでありましたんで、できるんですけど。この内容について、まだ御検討いただいていない部分がありますんで、次回、議会運営委員会は、三日目ですかね。一般質問の次の総括質疑のあるときに、一応、自由討議の検討がありますんで、そのときまでに、よく考えていただいて、そのときにまとめたいと思いますので、きょう、即、決まらないようでしたら、そこにしたいと思いますので。

意（７） 市政クラブとして、今回、出させていただきましたけども、当然、名称、定数、目的の部分はいいんですけど、委員長が言われた、調査、研究項目の部分で、公共施設改善計画、並びに、公共施設保全計画というのは、関するということで書いてありますけど、これに追加というか、条項、同じ項目という並びになるんですけど、議案として出てきた場合の審査項目は、基本的には、この委員会で審査というか、するということ。当然、公共施設の場合で多目的という、施設によっては出てくると思うんですけど、そういう場合は、常任委員会が、今、現在二つあるわけですけど、それにまたがった場合があると思うものですから、この特別委員会で一応諮って、各常任委員会、また戻すなりとか、そういうことも含めて検討する委員会になっていただければと思います。

委員長 そんなような御意見もありますので、とにかく、本会議の三日目の日

のあとで議会運営委員会がありますので、そのときに、議論が終結するように御検討いただいて進めていきたいと思えます。

意（１５） 今、議案として、こういった問題が出た場合は、要するに付託先として、この委員会があるということですね。

意（７） そうです。

意（１５） そういうことですね。

意（７） はい。

意（１５） なおかつ、議案によっては、例えば、総務のほうにも付託があるという、こういうこともあり得ます、全部、一本化されます、これは。

委員長 これも協議なんですけども。基本的には、その議運でいつも付託先、決めますよね。

意（１５） はい。

委員長 だからそこで、これは両委員会にまたがるから、これは特別委員会のほうが適当だろうとか。これは、総務なら総務建設委員会でいいんだらうということがあれば、それでもいいものですから。そういうふうでもいいかと思うんですけど。基本的に、議会運営委員会で所管を決めるものですから、そこで協議すればいいのかなと思えますし、あらかじめ、ここで設置するに当たってこうだと決めつけてもいいかもしれませんが、今後、どういうふうになっていくかわからない部分があるので、あんまり最初にバンと決めつけてしまうと困るかなという・・・

意（１５） はい、わかりました。要するに付託先と・・・

委員長 多少、柔軟性のある決めつけ方のほうがいいのかなという気が・・・

意（１５） 付託先として、この委員会もあるということですね、一つは。

委員長 そういうことです。

意（１５） わかりました。

委員長 そういう意見だと。

意（１５） 了解しました。

委員長 ほかによろしいですかね。

意 見 な し

委員長 それでは、最終的な内容の決定は、ここにそれぞれ、名称とか、定数とか、位置づけ、目的、調査項目、調査機関、報告とありますけども、七つの項目がありますが、これについては、最終的に議決したいと思いますので、よろしく願いいたします。御協力ありがとうございました。以上で、終わります。

閉会 午前10時43分

議会運営委員会 委員長

議会運営委員会 副委員長